

第6次地方分権一括法(職業安定法及び 雇用対策法部分)のよくある質問

主な質問への回答①

質問	回答
趣旨・目的	
Q1: 第6次地方分権一括法(職業安定法と雇用対策法部分)が8月20日に施行されましたが、どのような改正が盛り込まれているのですか。	改正は大きく2つに分かれます。一つは、「地方版ハローワーク」の創設など、地方公共団体が自ら無料職業紹介を行う環境を整備する改正(職業安定法)。もう一つは、国と地方公共団体の連携を抜本的に強化する改正(雇用対策法)です。
職業安定法	
Q2: 地方版ハローワークを創設できることになったとのことですが、具体的な中身を教えてください。	<p>職業紹介は、国のハローワークだけでなく、これまでも地方公共団体や民間職業紹介事業者が行っています。このうち、<u>地方公共団体の無料職業紹介について、実施されやすい環境を整備するのが、今回の改正の内容</u>です。</p> <p>具体的には、①これまで届出制であったものを、通知でもいいとしたこと(職業紹介を自由に始められるようにしたこと)、②事業停止命令等の国の監督を廃止したこと、などがあります。</p> <p><u>この環境下で行う地方公共団体の無料職業紹介を「地方版ハローワーク」と呼んでいます</u>(※法律では、無料職業紹介を行う地方公共団体を「特定地方公共団体」と呼んでいます)。</p>
Q3: 今回の法改正により、具体的にどのような変化が起こるのでしょうか。	<p>地方公共団体は、無料職業紹介事業を実施しやすい環境の中で、<u>創意工夫を活かした無料職業紹介を実施しやすくなります</u>。</p> <p>地域の重点課題となっている問題に対する職業紹介などが実施されることが想定され、そのことにより、地域住民に対するサービスの質が向上していくものだと考えています。例えば、移住支援、福祉サービス、産業振興施策等と一体となった職業紹介などが想定されます。【別添参照】</p>

主な質問への回答②

質問	回答
Q4: 地方公共団体が自ら無料職業紹介事業を実施する場合は、すべて「地方版ハローワーク」を名乗る必要がありますか。	<p>「<u>地方版ハローワーク</u>」を名乗るかどうかは、<u>地方公共団体の判断</u>になりますので、<u>独自の名称を使用していただいても差し支えありません</u>。</p> <p>なお、「ハローワーク」という名称を使用する場合は、「〇〇県版ハローワーク」、「〇〇市立ハローワーク」等とし、「ハローワーク〇〇」のように、ハローワークの文言の後ろに地域名を用いることは国のハローワーク施設と誤認させるおそれがありますので、お控えください。</p>
Q5: これまで職業安定法第33条の4の規定に基づき、無料職業紹介事業を実施していた地方公共団体の取扱はどうなりますか。	<p>第6次地方分権一括法附則第3条第1項において、改正前の職業安定法第33条の4第1項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体については、施行の日に、改正後の職業安定法第29条第2項の規定による通知をしたものとみなす旨を規定しています。</p> <p>そのため、<u>新たに厚生労働大臣に通知する必要はありません</u>。</p>
Q6: 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)や施行通知に、地方版ハローワークでの雇用保険業務等の実施が記載されていますが、地方版ハローワークでは必ず雇用保険業務等を実施する必要がありますか。	<p>地方版ハローワークのスペースを借りて国の職員が雇用保険業務等を実施することを希望するか否かは、<u>地方公共団体の判断</u>となります。そのため、必ずしも雇用保険業務等の実施を希望する必要はありません。</p> <p>実施を希望する場合は、利用者のニーズの見込みを踏まえ、労働局と個別に調整することになりますので、<u>都道府県労働局にご相談をお願いします</u>。</p>
Q7: 一体的実施事業を実施しているところは、すべて地方版ハローワークに移行する必要がありますか。	<p>一体的実施事業を選択するか、地方版ハローワークを新たに開始するかは、地方公共団体の自治事務であるため、それぞれの<u>地方公共団体の判断</u>によります。</p> <p>ただし、地方版ハローワークに移行する場合は、ハローワーク機能と地方版ハローワークの機能が重複しないよう調整する必要があることから、<u>事前に都道府県労働局にご相談していただきますようお願いいたします</u>。</p>

主な質問への回答③

質問	回答
<p>Q8:これまで民間の職業紹介事業者に委託をして、無料職業紹介を行っていましたが、今後は実施できなくなるのですか。</p> <p>また、委託していても、「ハローワーク」の名称を使うことはできますか。</p>	<p>これまでどおり、地方公共団体が民間の職業紹介事業に<u>委託して、無料職業紹介を行うことはできます。</u></p> <p>ただし、その場合、各種の規制・監督の対象外となる地方版ハローワーク(特定地方公共団体)ではなく、<u>実施主体は民間の職業紹介事業者</u>となりますので、職業安定法上の<u>各種の規制・監督の対象</u>となります。</p> <p>また、無料職業紹介業務の全部又は一部を委託しているときは、「ハローワーク」の名称を使うことはできません。ただし、地方公共団体が自ら無料職業紹介事業の全部を行っているブースには「〇〇県版ハローワーク」、「〇〇市立ハローワーク」等と名称を使うことはできます。</p> <p>(注) 公共職業安定所の愛称として使用している「ハローワーク〇〇」のように、ハローワークの文言の後ろに地域名を用いることは国のハローワーク施設と誤認させるおそれがありますので、お控えください。</p>
<p>Q9:指定管理者制度は対象となりますか。</p>	<p>指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設を管理させる制度であり、公の施設内において職業紹介事業が実施されている場合に、当該<u>公の施設の管理を指定管理者に委託することは否定されないもの</u>と考えられます。</p> <p>ただし、その場合においても、職業紹介事業を当該地方公共団体以外の民間事業者に行わせる場合については、民間の職業紹介事業者に対する規制が適用され、<u>各種の規制・監督の対象から外れる特定地方公共団体とはなりません。</u></p>
<p>Q10:ハローワークの求人・求職情報の提供やハローワーク職員による研修など、地方版ハローワークへの支援は何かありますか。</p>	<p>ハローワークの求人情報や求職情報のオンライン提供については、既に取り組を開始していますので、ご関心がある場合は、<u>都道府県労働局にご相談をお願いします。</u></p> <p>また、研修については、ご希望に応じてオーダーメイド型の研修が可能ですので、<u>都道府県労働局にご相談をお願いします。</u></p> <p>(実施例)職業紹介の基本業務、公正な採用選考、オンライン提供の活用方法など</p>

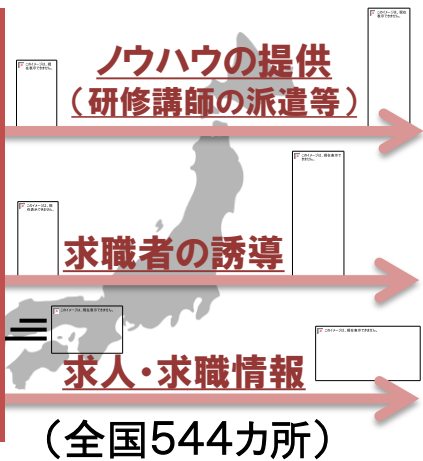
主な質問への回答④

質問	回答
雇用対策法 Q11: 地方公共団体の長から労働局長への要請は、すべてこの法令に基づく要請とする必要があるのでしょうか。	雇用対策協定の締結等に当たって連携して取り組む対策に関する協議や、一体的実施施設の運用改善等のための協議等により、対応策を検討いただいた結果、 <u>都道府県労働局の既存の予算又は人員等で直ちに対応可能であるもの等、これまで各地方公共団体と労働局で日常的な会議や打ち合わせ等で協議していた事案のすべてについて、法令に基づく手続き(書面による要求)としなければならないものではありません。</u>
Q12: すべての地方公共団体が雇用対策協定を締結する必要があるのでしょうか。	雇用対策協定を締結するかは、 <u>地方公共団体の判断</u> となります。 雇用対策協定は、 ① 地域の雇用問題のうち、地方公共団体と連携・協力して重点的に取り組む課題及び達成すべき目標について明確にし、共通認識を持てること、 ② ①の課題及び目標に対し、国と地方公共団体がそれぞれ責任を持って取り組む事項や連携して取り組む事項を明確にし、国と地方公共団体の対策を一体的に実施することができること、 ③ 雇用対策協定で定めた事項の達成のために国と地方公共団体間で日常的・継続的に連絡調整を行う枠組みを作り実務的な連携を強化することができること、 などのメリットがあるため、是非締結の検討をお願いしたいと考えています。
Q13: 既に雇用対策協定を締結している場合、新たに協定を締結する必要があるのでしょうか。	施行通知において、施行前に締結された雇用対策協定については、改正後の雇用対策法に基づく協定とみなすものとしますので、 <u>新たに協定を締結する必要はありません。</u>

主な質問への回答⑤

質問	回答
Q14: 一体的実施事業の協定と雇用対策協定の違いを教えてください。	<p><u>一体的実施事業の協定は、「施設」に関する協定</u>であり、施設における国と地方公共団体の業務内容・費用負担・協議方法・目標などを定めているものです。</p> <p>一方、<u>雇用対策協定は、一施設の取組内容に留まらず</u>、その地域の課題や目指すべき方向性を定めるとともに、それに向かって実施する国と地方公共団体の施策を<u>総合的に定めるもの</u>です。</p>

国のハローワーク



地方版ハローワーク

独自求人の開拓

効果的な職業相談・職業紹介

**求職者への専門的な
キャリア・カウンセリング、セミナー等**

を実施

自治体独自の効果的な
マッチングを実現！

**産業政策と一体と
なった職業紹介**

- 今第6次地方分権一括法では、**地方公共団体の無料職業紹介事業を実施しやすい環境を整備**することとし、地域の事情に応じたきめ細かな職業紹介の実現を目指している。
- 国のハローワークでは、全国ネットワークを活用しながら、就職困難者を中心に支援するセーフティネットとしての役割を担っていることから、**これに上乗せするような形で、地方公共団体が各地域の独自のニーズに特化して行うものことにより、住民サービスの更なる向上を図る**ことが重要。

《活用例》

地方自治体の産業(誘致・育成)と連動した人材確保

地方自治体で特定産業の育成や企業誘致に取り組んでいる場合、

- ① 地方自治体内で特定産業の企業誘致施策に取り組んでいる部署には、組織として当該産業・企業の情報のノウハウが蓄積されていること、
 - ② 企業担当者と直接やりとりをしているため、人材のニーズを迅速に把握できること、
 - ③ 特定産業へのマッチングを図るために人材育成を実施することができること、
- から、職業紹介を合せて実施することで、迅速かつ効果的にマッチングを行うことができる。